

豊島区監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、
令和7年度工事監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和8年9月8日

豊島区監査委員	小沼博靖
同	鈴木利治
同	戸塚留奈
同	有里真穂

8 豊総総発第 812 号

令和 8 年 8 月 7 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高際 みゆき

令和 7 年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について（回答）

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、
地方自治法第 199 条 14 項に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和 7 年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 1 上池袋図書館全面改修工事	(2) 意見・要望
監査結果報告における意見・要望		
② 騒音等の近隣対策について		
建物内部の解体作業時の騒音に対し、近隣の住人より対処要望があった。急遽、工事事業者の計らいにより、当初から設置していた防音シートの一部を防音パネルに張り替えて対応した。 防音対策について所管課に確認したところ、目安として、鉄筋コンクリート造の建物本体を解体する場合は防音効果の高い防音パネルで建物を全体的に囲み、内部の解体工事のみを行う場合は住宅が近接している場合など必要に応じ防音シートで囲むとのことであった。 今回の改修工事はスケルトン工法による内部の解体工事であったが、相当な騒音が発生することは容易に想像されたことであり、実際のところ上池袋図書館と住宅との距離はかなり近接していた。 解体工事においては、単に建物本体の解体工事であるか、内部の解体工事であるかを目安として対策するのではなく、地域の特性や周囲の状況をあらかじめ調査し、それらを踏まえた柔軟な対応策を講じられたい。		
(図書館課・施設整備課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		総務部 施設整備課、教育部 図書館課
原因・理由・背景 などの事情説明		解体作業時の防音対策として、建物本体を解体する場合は防音効果の高い防音パネルで建物周囲を囲み、建物内部のみの解体を行う場合は必要に応じ防音シートで当該部分を囲むこととしていた。
措置 済み	いつ (いつまでに)	令和 8 年度設計委託から
	誰が (どこが)	施設整備課
	何を (どこを)	躯体解体等、顕著な騒音が発生する工事の設計について
	どのように 措置 (改善) した (する)	内部改修では、工事中の騒音軽減のため可能な限りコンクリート躯体の解体を最小化する設計を行う。さらに、工事現場の周囲の建物までの距離・窓位置・構造などを事前に調査し、騒音等の影響を最小化する工法 (防音パネルの使用等) により設計を行う。
	措置状況に関する 課内周知	監査委員からの指摘後速やかに周知済

**令和7年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	4 南大塚二丁目児童遊園改修工事	(2) 意見・要望
監査結果報告における意見・要望 ① ワークショップによる住民意見の反映について ワークショップ「井戸端かいぎ」では、公園が、焚き火や縁日、バザー、協定花壇などを通じて定期的に人が集まる場所になってほしいという要望があったが、公園周囲が高い柵や階段で囲まれており、小さな子どもや高齢者、歩行の不自由な人たちにとっては障壁となっているという声があった。 高低差のある地形を活かし、なだらかなスロープで公園と道路の境界がなくなってほしい、という地域住民のアイディアから、道路からの入口となるウッドデッキを新設し、公園横に位置する区民ひろば側スロープを改修することで、園内への通り抜けを可能としベビーカー等の出入りを容易にした。 また、ウッドデッキの対面に設置した長いベンチを、舞台と観客席に見立てて、演劇やお笑い芸人の練習場とするなど、南大塚の立地ならではの発想があった。 本改修は、地域住民の意見や要望に寄り添って実現した好ましい事例である。今後のさらなる広がりを期待したい。 (公園緑地課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		都市整備部 公園緑地課
原因・理由・背景などの事情説明		これまで公園の改修工事等を実施する際は、町会等を中心に意見を伺いながら整備を進めてきた。今回の南大塚二丁目児童遊園においては、中小規模公園活用事業の「井戸端会議」を活用し、子どもから大人まで行政が把握していない普段の使われ方や障壁となっている情報を収集することができ、地域の方に喜ばれる改修工事を実施することができた。
措置済み	いつ (いつまでに)	公園の新設や改修工事の実施時
	誰が (どこが)	公園緑地課
	何を (どこを)	公園改修工事等の内容について
	どのように 措置(改善) した(する)	区民の意見や要望の収集方法を工夫し、設計時にその地域に合った工夫を実施するよう周知した。
	措置状況に関する課内周知	令和8年1月5日 周知済

8豊教図発1109号
令和8年8月4日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会教育長
清野 正

令和8年度定期工事監査結果報告における監査委員意見・要望に対する改善
等措置（回答）

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第14項に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和 7 年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 1 上池袋図書館全面改修工事	(2) 意見・要望
監査結果報告における意見・要望		
① 新たな図書館像の実現に向けて 上池袋図書館は、「みどりに囲まれたにぎやかな図書園」をコンセプトに、従来の図書館機能に加えて、居場所・交流・創造の場を整備した新たな図書館像をいち早く実現できる図書館となる。 1 階は、児童コーナー、おはなしの部屋、ティーンズコーナー等を設け、会話が自由なにぎわいスペースとし、2 階は、一般書架のほか、ラウンジ（新聞・雑誌コーナー）や自習室、パソコン席を設け、読書・学習中心の落ち着いたスペースとした。 地下は、事務室のほか、多目的ホール、3D プリンターなどのデジタル機器を設置したワークショップスペースを設け、創造的な体験ができるスペースとした。 館外には、読書や催事が楽しめるテラスを設け、隣接の上池袋さくら公園とつながることで、地域の憩いの場を創出する。 従来の図書館の発想を超えた試みや地域の小・中学校との密な連携が期待される一方、本来の図書館としての機能も十分に維持していく必要がある。特に、飲食に関するルールや、パソコン室の利用方法、にぎわいと静寂のすみ分けなど、誰もが気持ちよく利用できる施設とするための課題は多く、開設前の十分な準備が必要である。今後の新たな図書館運営に期待したい。 併せて、1 階は公園との一体感を創出する開放的なつくりとなるため、防犯の観点から安全対策にも十分に配慮されたい。 （図書館課・施設整備課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		教育部 図書館課、総務部 施設整備課
原因・理由・背景 などの事情説明		上池袋図書館は、あらゆる人の「生涯学習の場・居場所・交流・創造の拠点」として、令和 8 年 6 月にリニューアルオープンした。「静かに本を読む場所」という従来の図書館の発想を超え、1 階を会話自由な「にぎわいのある図書スペース」、2 階を読書・学習中心の「落ち着いた図書スペース」として区画することで、それぞれの目的に応じた快適な利用を可能とした。また子どもや保護者が周囲に気兼ねなく利用できるよう、児童、ティーンズ(YA) コーナーを 1 階のにぎわいスペースに設けている。
措置 済み	いつ (いつまでに)	令和 8 年 7 月末までに対応済
	誰が (どこが)	図書館課、指定管理者
	何を (どこを)	館内ルール策定

どのように 措置（改善） した（する）	上池袋図書館において、下記のとおり措置した。 ・パソコン席のルール→パソコン室に掲示 ・1階テラス部分の安全対策→①館の開館時間のみの開場であることを掲示し、閉館時には鉄扉をチェーンで巻いて封鎖 ②危機管理スタッフなど運営体制の強化を行い、巡回回数の増加など点検体制を強化 ・飲食ルール→飲食場所について、張り紙による掲示及び危機管理スタッフによる注意 ・静寂とにぎわいのすみわけ→1階のにぎわいが2階に響きにくい館内設計となっており、スタッフによる注意をしている。 【パソコン席のルール掲示】  【閉館時の封鎖】  【飲食ルール掲示】 
措置状況に関する課内周知	令和8年8月3日 周知済